

平成 30 年 2 月 19 日  
株式会社三菱東京 UFJ 銀行

## 「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」の公表について

株式会社三菱東京 UFJ 銀行（取締役頭取執行役員 <sup>みけ</sup> <sup>かねつぐ</sup> 三毛 兼承）は、昨今のデジタル革新を背景に、従来の枠組に捉われない新たな金融サービスの創出を目的として、オープンイノベーションの推進に取り組んでおります。

こうした中、平成 29 年 5 月に成立した「銀行法等の一部を改正する法律」の規定に基づき、「電子決済等代行業者<sup>※1</sup>との連携及び協働に係る方針」（以下本方針）<sup>※2</sup>を策定し、公表しましたのでお知らせいたします。

三菱東京 UFJ 銀行は、電子決済等代行業者を含むパートナーとのさらなる連携・協働により、金融サービスの高度化や利便性向上を促進し、お客さまの多様なニーズにお応えする新たな金融サービスを創造してまいります。

※1 お客さまの委託を受けて、銀行に対し、預金者の支払・送金の指示(平成 29 年度改正銀行法第 2 条第 17 項第 1 号)や口座情報の取得等(同第 2 号)の業務を行う業者を指し、同法施行後は登録制が導入されます。

※2 本方針の内容につきましては、当行ウェブサイト (<http://www.bk.mufg.jp/ippan/law/houshin.html>) において公表しております。

以 上